

「広域連携サミット参加9市が 違法看板NO宣言！」

「広域連携サミット」に参加している9市が、

昨年秋、「広域連携サミット」に参加している9市が、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市の9市の市長が参加して「広域連携サミット in 立川」として開催されました。本年1月には、「新たな緑のネットワークの創造を目指して」違法看板等の撤去について取り組むこととしました。

「広域連携サミット」は、市域を超えて行政課題に取り組むことを話し合うもので、市民サービスの向上はもとより、効率的な行政運営に結びつくものとして、平成16年11月、立川市、昭島市、国分寺市、武蔵村山市、東大和市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市の9市の市長が参加して「広域連携サミット in 立川」として開催されました。本年1月には、「新たな緑のネットワークの創造を目指して」違法看板等の撤去について取り組むこととしました。



そうと取り組むものです。市境の道路に設置された違法看板についても撤去が進み、効果が上がるものと期待しています。

市では、すでに平成16年6月から市民ボランティアの協力により、市との協働作業で違反看板等の撤去を実施しており、大きな成果を納めています。また、「広域連携サミット」の取り組みに合わせ、更なる成果を納めるために市の職員により一斉撤去を行います。

問合せ土木課管理係
**道路は街の廊下です
広く正しく使いましょ**

「毎年3月は
道路交通環境月間」

問合せ地域振興課地域安全係
安全安心まちづくり

「ひったくり」に注意！

ひったくりが連続して発生しました。「自分は大丈夫」と油断しないで、次のような点に注意しましょう。△「ひったくり」に遭わないために、自転車の前カゴには防犯ネットをつける。手持ち荷物は建物側に持って歩く

最近、また「振り込め詐欺」が発生しています。次々と新しい手口が出てきます。被害に遭わないために、次のことに注意してください。

- 電話を受けたら、自分から肉親の名前を言わない
- 電話があったら、必ず本人に確認を取る。▼家族で

地域安全マップ発表会を行います

昨年9月から始まった「地域安全マップを作ろう！」の事業が1月に市内すべての地域で終了しました。そこで、各学区の代表1グループずつ計7グループによる発表会を開催することになりました。みなさん、ぜひお出かけください。

日時 3月18日(土)午後2時～
場所 商工会館3階
問合せ 地域振興課地域安全係

合言葉を決めておく。▼一人で判断、行動しないで、必ず誰かに相談する。

また、福生警察署管内で、「宅配便を利用した」新たな手口の振り込め詐欺が発生しました。これまでは、銀行口座を指定して振り込ませる手口でしたが、相手が指定した小包の中に現金を入れさせ、宅配便を利用して受け取る方法です。少しでも不審に思ったら、迷わず警察に相談しましょう。

問合せ地域振興課地域安全係
福生警察署生活安全課
防犯係 ☎51・01110

交通安全講習会

交通事故は老若男女、時間・場所を問いません。交通事故の恐ろしさ、交通ル

道路交通環境のより安全、快適化のため、福生警察署と市では道路標識やガードレールなどの交通安全施設の点検を行い、違法駐車や道路上に自動販売機、商品、看板、のぼり旗などをみ出して置いてある商品などに正指導を行います。

道路の占用とは、道路の地下に上下水道、ガスなどの施設を埋設したり、道路の上空に看板や日よけを設置するなどして、道路を使用することを言います。

道路を狭くし、通行を妨げる

4月の女性悩みごと相談

羽村市との共同事業
福生市 12日(水)・26日(水)午前9時～午後0時50分、市役所1階市民相談室
羽村市 5日(水)・19日(水)午後1時30分～4時20分、羽村市役所東庁舎1階福祉事務所内相談室

※福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで(1人50分以内)予約は、相談日の1か月前から電話で福生市市民相談係 ☎551・1511、羽村市市民相談係 ☎555・1111へ。

道路を占有するときは、道路管理者の許可を受けるとともに、政令及び条例で定められた占用料を支払うことが必要となります。また、道路占用許可を受けるためには、占用物件ごとに基準が定められています。

この案に対するご意見・ご提案を募集します。3月15日までに、郵送または都庁のホームページ内の所定の様式によりお寄せください。案の全文は、東京都都市整備局のホームページ、都庁第一庁舎3階、市都市計画課の窓口でご覧いただけます。

「多摩地域における都市計画道路の整備方針(案)」のご意見・ご提案を

都ホームページ <http://www.toshisei.metro.tokyo.jp/>
問合せ都市計画課都市計画担当、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03・5388・3387

「福生市育英資金」受付を開始します

高等学校または高等専門学校在学者に対し、修学に要する費用の一部を支給します。

- ① 1年以上福生市内に住まいの保護者と同居(同世帯)していること。
 - ② 経済的な理由で修学が困難なこと。(平成17年度の所得が基準額以下であること)
 - ③ 成績が良好なこと。(全学年の評定平均が3.0以上)
 - ④ 他から同じような奨学金を受けていないこと。
- ⑦ 授業料の免除を受けていないこと。
- ⑧ パンフレットが市役所一階ロビー・市内体育館・図書館に置いてあります。また、市内中学校に通う3年生には学校からパンフレットが配布されています。
- 申込み 3月1日～31日の間に、所定の用紙で教育委員会庶務課庶務係(中央体育館内 ☎552・7711)へ。